

仙北市空撮映像コンテスト企画運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 委託業務名

仙北市空撮映像コンテスト企画運営業務

(2) 業務の目的

空撮映像コンテストを通じて、ドローン技術の可能性と仙北市の魅力を発信し、幅広い用途で活用が期待されているドローン活用の普及を図ることを目的とする。

(3) 業務の契約期間（予定）

契約締結日から平成30年2月28日（水）まで

(4) 業務の内容

別紙仕様書のとおり。

(5) 提案限度額

① 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案限度額を超えた見積金額の提案は無効とする。

② 対象経費

区分	内容
1. 人件費	業務に直接従事する従業員等の直接作業時間に対する人件費
2. 報償費	審査員等の謝金
3. 旅費	業務従事者が事業を行うために必要な交通費等
4. 使用料	会場及び音響機材等の使用に係る経費
5. 広告費	専用サイト、ポスター、チラシ、告知映像等の作成に関する経費
6. 賞品費	入賞者に対する賞品購入経費
7. 印刷製本費	業務実施報告書や審査会配布資料の印刷製本に関する経費
8. 消耗品費	コンテスト開催に関する消耗品経費
9. 通信運搬費	業務に直接関係する郵送物等の送料等
10. 一般管理費	1～9の計の10%以内 ※小数点以下を切り捨て (光熱水費等の他の用途と明確に区分できない経費)
11. 消費税及び地方消費税相当額	1～10の計の8% ※小数点以下を切り捨て

③対象外経費の例

- ・備品購入（不動産、PC、自動車等車両など）及び修理費、車検費用等に係る経費
- ・飲食、接待等に係る経費
- ・その他、受託業務との関連が認められない経費

（6）留意事項

- ・業務内容は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、参加者の提案を制限するものではありません。
- ・露出効果や誘客効果が高まるよう、話題性のある企画を検討してください。

2 参加者の資格

参加者の資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てをしている者若しくは更正手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 仙北市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 平成29年度において仙北市の物品調達及び役務提供等の入札資格を有し、審査が行われる日まで指名停止措置を受けていない者であること。（未登録の場合は、参加意思確認書の提出期限までに登録を行ってください。仙北市ホームページ>行政情報>入札・契約 各種様式等で案内しています。）

3 プロポーザルの日程（予定）

- 8月 4日（金） 実施要領発表・公募開始
- 8月 17日（木） 質問提出期限（正午まで）
- 8月 21日（月） 質問に対する回答をHPに公表（午後5時まで）
- 8月 28日（月） プロポーザル参加意思表明及び提案書提出期限（午後5時まで）
- 9月 8日（金） プレゼンテーション審査
- 9月中旬 審査結果の通知

4 質問及び回答

質問は、質問書（様式4）により受け付け、回答を行う。

(1) 提出期限

平成29年8月17日（木）正午必着

(2) 提出方法

ファクシミリ

(3) 提出先

「10 問合せ先」に同じ

(4) 回答方法

平成29年8月21日（月）午後5時までに、仙北市HPにて公表する。

5 参加意思表明及び企画提案書類の提出

プロポーザルに参加する者は、次の書類を提出するものとする。

書類名	内容	必要部数
①参加意思確認書（様式1）	必要事項を記入。 ※入札参加資格未登録の場合は当該書類も提出。	1部（正本）
②企画提案書（任意様式）	A4版、両面印刷を原則	8部
③会社概要（任意様式）	経歴、事業概要等を記載（パンフレット等での代用可）	8部
④業務委託の推進体制（様式2）	様式の記載項目をカバーしていれば、任意様式可。 (複数枚可)	8部
⑤業務実績（様式3）	同種・類似の業務を実施した過去3年間の実績を記載。（業務名、発注者名、履行期間、履行内容）	8部
⑥見積金額等（任意様式）	設計書に基づき記載。	正本1部 副本7部

※ ①～⑤の順番に並べ、左上をクリップ留めし、持参又は郵送にて提出すること。なお、FAX

Xや電子メールでの提出は受け付けない。

※ 企画提案書類の印刷については、白黒印刷、カラー印刷の別は問わない。

(1) 提出先、提出方法及び期限等

1) 提出先 「10 問合せ先」に同じ

2) 提出期限 平成29年8月28日（月）午後5時必着

6 選定委員会の開催

受託候補者の選定を行う選定委員会を開催します。

応募者による企画提案書類及びプレゼンテーションにより選定を行う。

(1) 開催日時

平成29年9月8日（金）午前9時30分から（予定）

事業者毎の開始時刻等の詳細は、8月31日（木）午後5時までにファクシミリで通知する。

(2) 開催場所

仙北市役所 田沢湖庁舎 3階 第4・5会議室

事業者側の参加人数は、3名以内とすること。

(3) 実施時間

1事業者につき20分程度を予定。事業者から15分程度で企画提案内容を説明した後、5分程度の質疑応答を行う。

(4) プрезентーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明すること。なお、パワーポイントでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書類提出時に申し出すること。

(5) 説明者について

原則として、企画提案書の「業務委託の推進体制」に記載の配置予定者が行うこと。

7 選定委員及び評価の方法

(1) 選定委員は仙北市長があらかじめ指名した5名とし、うち1名を委員長とする。

(2) 選定委員は企画提案書類及びプレゼンテーションをもとに、次の観点から評価を行う。

評価項目	評価の観点	配点（満点）
事業実施能力	<ul style="list-style-type: none">・過去の業務実績・適切な業務執行体制（人員配置・役割分担）	100
企画提案書	<ul style="list-style-type: none">・提案内容の的確性、具体性、実現性、話題性・的確かつ効率的な実施スケジュール・付加価値提案、追加提案・見積額と業務量の整合性	400
合 計		500点

(3) 評価点を集計し協議の上、受託候補者及び次点者を決定する。

(4) 審査の結果は郵送にて通知する。なお、審査経過については公表しない。

8 契約締結

受託候補者に決定した者と履行条件等の具体的な契約締結の交渉を行い、見積書を徵して契約を締結する。交渉には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更協議を含むものとする。交渉が不調の場合は、次点者との交渉を行うものとする。

9 その他

- (1) 企画提案書類の作成・提出及びプレゼンテーションに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書類等は返却しません。
- (3) 失格の条件

以下の条件に該当する場合は、失格となる場合がある。

- ①提出書類等の提出方法及び提出期限について、本市が示した要件を満たしていない場合。
- ②プロポーザル提案書類に記載すべき事項が明記されていない場合。
- ③プロポーザル提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- ④提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合。

10 問合せ先

〒014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30

仙北市総務部 地方創生・総合戦略室（担当：柏谷、明平）

電話 0187-43-3315 フaxシミリ 0187-43-1300

メール sousei@city.semboku.akita.jp

仙北市空撮映像コンテスト企画運営業務 仕様書

1. 本仕様書の位置づけ

本書は、近未来技術の普及を図るために開催する仙北市空撮映像コンテストの企画運営業務委託公募型プロポーザル方式による受託者の選定に当たって策定した業務の想定仕様である。また、受託業務の効果的な遂行に資すると受託者が考えるものについては、想定仕様に追加して提案することを妨げない。

業務の正式な仕様は、契約締結前に調整する場合があるので、その点を踏まえて提案すること。

2. 委託業務名

仙北市空撮映像コンテスト企画運営業務

3. 目的

空撮映像コンテストを通じて、ドローン技術の可能性と仙北市の魅力を発信し、幅広い用途で活用が期待されているドローン活用の普及を図ることを目的とする。

4. 業務期間

契約締結日から平成30年2月28日（水）

5. 業務内容

（1）空撮映像コンテスト概要

ア. 主催等

仙北市、仙北市近未来技術を活用した新たな産業づくり支援協議会

イ. 応募資格

市内外及び法人個人問わず、多くの人が参加できるようとする。ただし、他のコンテスト等において未受賞（最優秀賞以外は可）の作品であること。なお、国外からの参加も可能となるよう配慮すること。

ウ. テーマ及び部門

ドローンの魅力を伝える空撮映像部門又は空撮写真部門とし、空撮地域は問わない。

エ. 表彰の種類

空撮映像部門 最優秀賞1本、優秀賞1本、オーディエンス賞1本、市長賞1本

空撮写真部門 最優秀賞1本、優秀賞1本、オーディエンス賞1本、市長賞1本

※オーディエンス賞は審査会観覧者による投票。

オ. 審査会

- ・1次審査を開催し、審査員により最優秀賞及び優秀賞の選考を行う。
- ・2次審査は、審査員及び一般観覧者を集めた半日程度の審査会を開催し最優秀賞及び優秀賞の発表及びオーディエンス賞を決定し、表彰及び賞品授与を行う。

カ. 想定スケジュール

準備期間：～9月末 募集期間：10月～12月 審査会：1月～2月

(2) 委託内容

ア. 募集、問い合わせ等の対応

- ・募集要項を作成すること。なお、国外からの参加が可能となるように配慮すること。
- ・コンテストの認知度向上等のため、専用サイト及びチラシ等を作成すること。
※専用サイトはフェイスブック等でも可。
- ※チラシ A4両面、表4色×裏1色、コート紙、1,500枚程度
- ※ポスター A2片面、4色、コート紙、100枚程度
- ・応募用紙を作成し、募集受付を行うこと。
- ・適宜、掲載コンテンツの情報更新を行うこと。

イ. 審査会の開催、運営

(1次審査会)

- ・具体的な審査日程については、市と協議のうえ、決定すること。
- ・会場は仙北市内の公共施設とし、市が予約予定。ただし、公共施設以外で実施する場合は、必要経費を計上し、受託者が予約すること。
※市内公共施設の場合は市主催事業のため、利用料金は無料。
- ・審査員は、仙北市長及び仙北市近未来技術を活用した新たな産業づくり支援協議会の委員とし、謝礼等は市で負担する。別途審査員を設ける場合は、その経費を計上すること。
- ・応募内容をとりまとめ、一次審査会の資料を作成すること。
- ・一次審査会の審査員への通知及び当日の進行は市が行う。

(2次審査会)

- ・会場は仙北市内の公共施設とし、受託者と協議のうえ、市が予約予定。ただし、公共施設以外で実施する場合は、必要経費を計上し、受託者が予約すること。※市内公共施設の場合は市主催事業のため、利用料金は無料。
- ・審査員は、仙北市長及び仙北市近未来技術を活用した新たな産業づくり支援協議会の委員とし、謝礼等は市で負担する。別途審査員を設ける場合は、その経費を計上すること。
- ・2次審査会の審査員への通知は市が行う。
- ・2次審査会の周知を行い、観覧者の事前申込の取りまとめを行うこと。なお、市においても、市ホームページや市広報等を活用した周知を行う。
- ・2次審査会で配布する資料等を作成し、参加者に配布すること。作成部数については、市と協議のうえ、決定すること。
- ・審査会の設営、進行、撤去を滞りなく行うこと。

ウ. 結果の公表

- ・入賞作品は専用サイト及びyoutubeなどを活用し、広く公表すること。

エ. その他、受託業務全体の進行管理を行うこと。

オ. 納品物

納品物	規格等	部数
①事業実施報告書	A4 サイズ、両面印刷	1 部
②入賞作品一式	DVD、パソコン等で閲覧可能な形式	4 本
③応募作品一式	CD-R 又は DVD	1 部

6. 業務の進め方

業務に関しては、契約締結後、進め方や資料確認など適宜、十分な打ち合わせ協議を行いながら業務を進めていくものとする。

7. 留意事項

- (1) コンテスト応募者からは出品料を徴収しないこと。
- (2) 本業務委託で作成された著作物に関する全ての著作権は市に帰属するものとする。
- (3) この業務を遂行するにあたり、受託者は別添「個人情報取扱特記事項」を順守すること。
- (4) この業務を遂行するにあたり受託者が第三者に損害を与えた場合、また業務遂行に際し受託者の従業員や機械・設備等に事故が発生した場合は、全て受託者の責任において解決すること。
- (5) 受託者は業務遂行に際し、航空法や関係法令を把握し対応すること。
- (6) 受託業務を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、軽微な内容であり、かつ効率的に業務を遂行する上で必要と思われるものについては、事前に市と協議の上、業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (7) 本業務は、地方創生推進交付金を受けて実施するものであることから、受託者となつた場合は、関係する書類等を、業務が終了した年度の翌年度から起算して5年間は事務所に保管しておくこと。

8. その他

- (1) 委託料の支払いは、業務完了後の実績報告等に基づき行う。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、協議の上、決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項及び仙北市個人情報保護条例（平成17

年仙北市条例第16号) 第37条又は第38条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について隨時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

仙北空撮映像コンテスト企画運営業務委託 設計書

項目	単価	数量	単位	計
企画に係る経費 				
運営に係る経費（1次審査会、2次審査会） 				
賞品に係る経費 				
広告宣伝に係る経費 				
成果物に係る経費 				
その他 				
合計（税抜き）				
合計（税込み）				